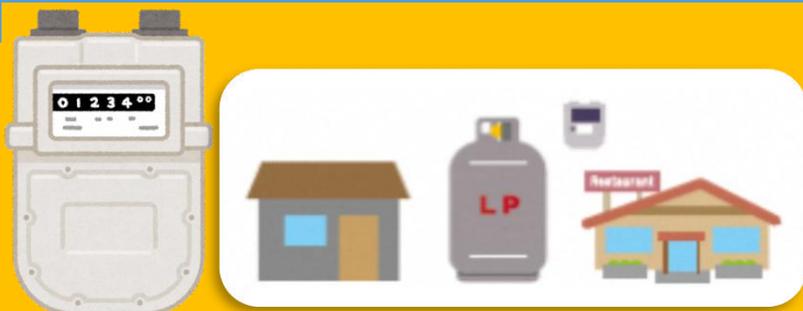


# 第3回 対象期間：令和7年1月～令和7年3月



一般家庭・飲食店等ガスメーターがある

LP ガスの大量消費者※の皆さまへ

※対象期間（令和7年1月～令和7年3月）の  
LP ガス使用量の合計が75 m<sup>3</sup>超の消費者

## 第3回

### 島根県LPガス価格高騰 緊急支援給付金申請要領

第1版（令和7年4月1日）

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

一般社団法人 島根県LPガス協会

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル8F

TEL : 0852-21-9716

FAX : 0852-27-8050

Email : [info@shimalpg.jp](mailto:info@shimalpg.jp)

HP : <https://shimalpg.jp/>

この給付金の業務の一部は、株式会社山陰中央新報社に委託しています。  
申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

# 目 次

I. 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金について	
1. 目的 .....	1
2. 実施主体 .....	1
3. 本事業の対象者 .....	2
4. 給付金支給額 .....	3
5. 給付金支給までの流れ .....	3
6. 申請受付期間 .....	5
7. 給付金受給の留意事項 .....	5
8. 相談・お問い合わせ、申請先 .....	6
申請書類の様式 .....	7
II. Q&A.....	10
III. 給付金事業における公的施設の取り扱い .....	11

# I. 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金について

## 1. 目的

島根県内で LP ガスの使用量が一定量を超える、LP ガス価格高騰の影響が大きい消費者（以下「大量消費者」という。）に対して、一定量を超過した使用量に応じた給付金を支給することで、LP ガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

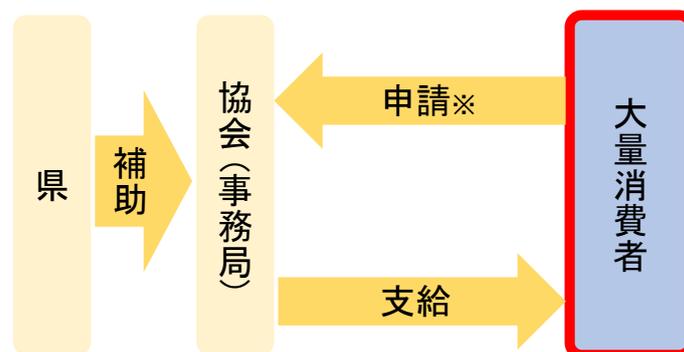
なお、第 2 回目事業との主な相違点は下表のとおりです。

項目	第 2 回	第 3 回
対象	島根県内に住所又は事業所を有し、ガスメーターで使用量が管理され（液石法及びガス事業法）、且つ対象期間の合計使用量が 200 m <sup>3</sup> を超える消費者	島根県内に住所又は事業所を有し、ガスメーターで使用量が管理され（液石法及びガス事業法）、且つ対象期間の合計使用量が <u>75</u> m <sup>3</sup> を超える消費者
給付金額	10 円 / 1 m <sup>3</sup> × (対象期間の合計使用量 - 200 m <sup>3</sup> )	<u>16</u> 円 / 1 m <sup>3</sup> × (対象期間の合計使用量 - <u>75</u> m <sup>3</sup> )
給付金額上限	上限 200 万円 / 件	上限 <u>144</u> 万円 / 件
対象期間	令和 5 年 10 月 ~ 令和 6 年 4 月 (7 か月間)	令和 7 年 1 月 ~ 令和 7 年 3 月 ( <u>3</u> か月間)

## 2. 実施主体

島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金は、島根県と一般社団法人島根県 LP ガス協会（以下「協会」という。）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という。）として実施します。

○給付金支給までの流れ（イメージ）



### 3. 本事業の対象者

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす大量消費者<sup>※</sup>です。

#### 【大量消費者とは？】

島根県内において、LP ガスを使用している消費者のうち、ガスメーターで使用量が管理され、対象期間（令和7年1月～令和7年3月）の総使用量が75 m<sup>3</sup>を超える方です。ただし、契約しているガスメーター単位での申請となりますので、申請者が複数のガスメーターを契約している場合、複数のガスメーターの使用量を合計して計算・申請することは出来ません。

- ※ 液石法（質量販売を除く）及びコミュニティガス（旧簡易ガス）の対象の消費者です。（高圧ガス保安法の対象の消費者は除きます）。
- ※ 75 m<sup>3</sup>/月以下の使用量分は、別途、消費者の申請不要の全消費者向けの値引き事業で負担軽減をします。
- ※ 販売店の発行する請求書・領収書等に記載されている使用期間をひと月分とします。（1月分の例：12/17～1/16または1/17～2/16のいずれか）
- ※ 詳細はQ&Aを参照してください。

- (1) 申請時点で島根県内に居住若しくは事業所等を有すること。
- (2) 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等でLPガス料金が補填される施設の管理者でないこと。（公的施設の取り扱いについては、「Ⅲ. 給付金事業における公的施設の取り扱い」をご参照ください）。
- (3) その他補助金等によりLPガス料金に対する支援（補助率等は問わない）を受けていないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 申請事業者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。
- (6) 社会通念上、給付金交付を受けることが相応しくない者<sup>※</sup>でないこと。
  - ※1 提出書類に虚偽の記載がある者
  - ※2 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者
  - ※3 不正行為をする者

### 4. 給付金支給額【支給上限額 144万円】

- (1) 給付金の支給額は次の式から求められた金額となります。

$$\text{使用量（期間合計使用量}^{\text{※}} - 75 \text{ m}^3\text{）} \times 16 \text{ 円/m}^3$$

例① : 期間合計使用量が 300 m<sup>3</sup>の場合  
➤  $(300 \text{ m}^3 - 75 \text{ m}^3) \times 16 \text{ 円/m}^3 = 3,600 \text{ 円}$   
→ 給付金額は「3,600 円」

例② : 期間合計使用量が 1,000,000 m<sup>3</sup>の場合  
➤  $(1,000,000 \text{ m}^3 - 75 \text{ m}^3) \times 16 / \text{m}^3 = 15,998,800 \text{ 円}$   
→ 上限額を超えているため、給付金額は「1,440,000 円」

(2) 「期間合計使用量」とは、島根県内で、令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月の間に、ガスメーターを介して使用した、LP ガスの合計使用量です。

(3) 給付金の申請は、契約しているガスメーター単位となりますので、申請者が複数のガスメーターを契約している場合、複数のガスメーターの使用量を合計して計算・申請することは出来ません。

## 5. 給付金支給までの流れ

### (1) 事前準備書類

#### ① 対象期間のLPガス使用量の証拠書類

対象期間（令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月）の LP ガス使用量の合計が 75 m<sup>3</sup>を超えた実績が分かる書類（検針票、領収書、請求書等）をご用意ください。

なお、LP ガス使用量が分かる書類を紛失した場合は、ご契約の LP ガス販売店へご相談ください。

#### ② 通帳の写し（表紙及び表紙の裏面）

口座情報として、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）を確認しますので、通帳の写しは表紙だけでなく表紙の裏面部分も準備してください。

### (2) 実績報告書兼交付申請書の提出（様式第 1 号）

受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

### 【ご注意ください。】

給付金の申請は契約しているガスメーターごとに行ってください。

申請者が複数のガスメーターを契約している場合、複数のガスメーターの使用量を合計して計算・申請することは出来ません。

### オンライン申請の場合

① 事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスしてください。  
(URL : <https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)

② 上記①の HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請はコチラ」から入力画面に移り、使用実績等の必要事項を入力してください。

【ご注意】

入力の途中で内容の一時保存はできません。事前に HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「（様式第1号）（大量消費者用）LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、入力内容の確認や下書きの準備等のご対応をお願いします。

- ③ 準備いただいた「対象期間のLPガス使用量の証拠書類」と「通帳の写し」を PDF 等データファイルに変換・添付し、申請してください。

オンライン申請が難しいため郵送により申請する場合

- ① 事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」にアクセスしてください。  
(URL : <https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)
- ② 上記①HP 内の（ガスメーターをご利用の方）「オンライン申請が難しい方はこちら」から「（様式第1号）（大量消費者用）LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、使用実績等の必要事項を記入してください。  
なお、インターネットにより申請書類の入手が困難な場合は「LP ガス価格高騰緊急対策事業事務センター」に連絡の上、申請書を入手してください。  
<LP ガス価格高騰緊急対策事業事務センター電話番号：0852-67-3604>
- ③ 準備いただいた「対象期間のLPガス使用量の証拠書類」と「通帳の写し」を上記②の書類に添付し、郵送により申請してください。

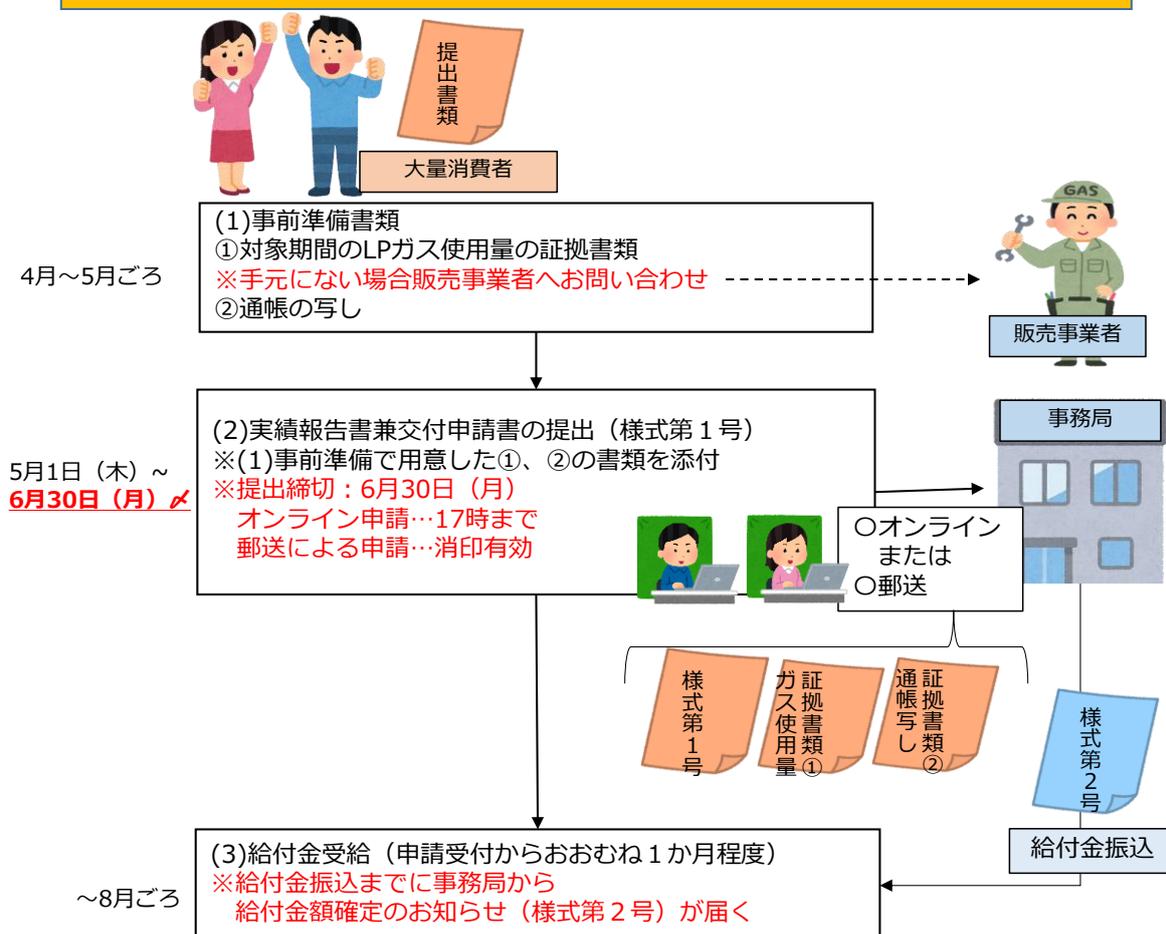
(3) 給付金受給

「（様式第2号）（大量消費者用）島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書」にて、給付金額確定のお知らせをします。その後、給付金実績報告書兼申請書に記載された口座へ給付金を振込みます。

※1 申請書受付から給付金支給まで概ね1ヵ月程度を予定しています。

※2 「LP ガス価格高騰緊急対策事業」の名義で振り込みます。

## 大量消費者の給付金受給までの流れ（イメージ）



### 6. 申請受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年6月30日（月）

- オンライン申請・・・ 令和7年6月30日（月）17時まで
- 郵送による申請・・・ 令和7年6月30日（月）消印有効

### 7. 給付金受給の留意事項

- (1) 使用実績、使用場所の確認  
 使用実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することがあります。また、使用場所の現地確認を行う場合があります。
- (2) 関係書類の保管  
 本事業の関係書類は、給付金支給後5年間保存してください。

(3) 虚偽や法令違反が判明した場合

本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。もし給付金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかな場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み給付金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性がありますので、事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。

8. 相談・お問い合わせ、申請先 **※令和7年5月1日（木）開設予定**

LP ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F 310

TEL：0852-67-3604

（受付時間：9:00～17:00／土日祝を除く）

FAX：0852-67-3605

Email：[shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp](mailto:shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp)

HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>



ホームページ

QRコード